

9 借受人又は運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該車返反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付金を取り消された場合において、当社が放置違反金の返還を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、駐車違反金を借受人または運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても同様とします。

10 第6項の規定により、全し協システム等に登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全し協システム等に登録したデータを削除するものとします。

第5章 返 還

第19条 (返還責任)

1 借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーに違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

3 借受人又は運転者は、地震、火災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社の指示に従うものとします。

第20条 (返還時の確認等)

1 借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること、電気自動車の電池の減耗があること等を除き、引渡時の状態を返還するものとします。

2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においては、遺留品について保管の責を負わないものとします。

3 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

4 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

5 前項のほか、特約がある場合を除きレンタカーを返還時において、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タンでない）の場合には、借受人は当社所定の方法により算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。

第21条 (借受期間変更時の貸渡料金)

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

第22条 (返還場所等)

1 借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

2 借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

第23条 (不返還となった場合)

1 借受人又は運転者は、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し、不返還被害報告をするものとし、全し協システム等に登録する等の措置をとるものとします。

2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

3 前項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、第28条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の措置

第24条 (故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第25条 (事故発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づき、レンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - (3) 前号の指示に基づき、レンタカーが契約している第三者の責任を調査し、必要書類等を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に連関する相手方と協議する場合は、あらかじめ当社の承諾を得ること。
- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
- 3 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
- 4 当社は、事故発生時の状況を記録する目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
- 5 借受人又は運転者が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

第26条 (盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難による被害状況等に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第27条 (使用中による貸渡料金の終了)

1 借受人又は運転者は、使用中に故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡料金は終了するものとします。

2 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーのレッカー移動、保管、引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合は、この限りでないものとします。

3 故障等が貸渡料前に発生した場合は、新たな貸渡料金を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができます。なお、代替レンタカーの提供条件については、第5条第4項に定めるものとします。

4 借受人が前項に定める事由によりレンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから貸渡料金の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

6 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第7章 賠償及び補償

第28条 (賠償及び営業補償)

借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けたレンタカーの使用に第三者又は当社に損害を与えたときは、第34条第1項の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含め、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2 前項の当社に賠償するもの（ノンオペレーションチャージ）とし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第29条 (保険及び補償)

借受人又は運転者が第28条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償：1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
 - (2) 対物補償：1事故につき無制限（免責5万円）
 - (3) 人身傷害補償：1事故につき3,000万円
 - (4) 車両補償：1事故につき車両時価額（免責5万円）
- 2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 3 借受人または運転者が貸渡料に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 4 借受人又は運転者が支払われない損害及び第1項に定められる保険金又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（平成15年法律第150号）に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害、又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において発生し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものである場合には、その損害の発生について借受人又は運転者に故意又は重大な過失がある場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償するものとします。
- 5 借受人又は運転者が賠償するものとします。
- 6 借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
- 7 第1項第2号又は第4号に定める保険金又は補償金の免責額に相当する損害については、借受人の負担とします。ただし借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払った場合は、この免責額に相当する損害の支払いは借受人の負担とします。
- 8 警察及び当営業所に届出のない事故、貸渡後に第9条各号に該当して発生した事故、第17条各号に該当して発生した事故及び借受期間を無断で延長しその期間に起こした事故にはこの補償は適用しないこととします。
- 9 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含まれます。

第8章 貸渡料金の解除

第30条 (貸渡料金の解除)

借受人又は運転者が使用中にこの契約に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡料金を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

第31条 (中途解約)

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡料金を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。ただし、期に定めがある場合は除きます。

2 借受人は、前項の解約を差し、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料＝（貸渡料期間に対応する基本料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）× 50%

第9章 個人情報

第32条 (個人情報の利用目的)

当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1) 道路運送法第80条第1項に基づきレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡料金締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- (2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー及びこれらに関連したサービスの提供を行うため。
- (3) 貸渡料金の締結に際し、借り受け申込者若しくは運転者に対し、本人確認及び貸渡料金の締結可否についての審査を行うため。
- (4) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送付等の方法により案内するため。
- (5) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
- (6) 個人情報統計的に集計、分析し、個人を識別できない形態に加工した統計データを作成するため。

2 第1項各号に定められている目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

3 借受人又は運転者は第1項各号に定められている目的において、借受人又は運転者の個人情報や株式会社取組レンタカーシステム、同社のフランチャイジー各社及び第34条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けている場合は当該レンタカー事業者で共同利用することに同意するものとします。

第33条 (個人情報の登録及び利用の同意)

借受人又は運転者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が全し協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡料金締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

- (1) 当社が道路運送法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
- (2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額を支払っていない場合
- (3) 第23条第1項に規定する不返還があったと認められる場合

第10章 雑 則

第34条 (代理貸渡)

当社は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸渡することができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事柄を遵守するものとします。（これを「代理貸渡」といいます。）

- (1) 事故、故障等のトラブルがあった場合において、当社の貸渡約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも、利用者にとって有利であるときは当社の貸渡約款を適用すること。
- (2) 貸渡料金を第3項に定めることによる特別な補償とする。
- (3) 貸渡料金を第3項に定めることによる特別な補償が適用されていること。
- (4) 代理貸渡を行う場合には、前項(1)の場合を除き、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとします。
- (5) 代理貸渡を行う場合の基本運賃に定める「貸渡料」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡専用の様式の貸渡証によるものとします。
- (6) 代理貸渡を行う場合において、当該貸渡料を支払った場合、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続きに協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第35条 (租 税)

当社は、この約款に基づき借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務と併せて相殺することができるものとします。

第36条 (消費税)

借受人又は運転者は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第37条 (遅延損害金)

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条 (邦文約款の優先)

当社が外国語約款を定めた場合、邦文約款と外国語約款の内容に相違があるときは、邦文約款を優先するものとします。

第39条 (約款及び細則)

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。また予告なくこの約款及び細則を改定することができるものとします。

2 当社は、約款及び細則を改定し、又は別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示又は、当社の発行するパンフレット、料金表若しくはホームページ上等にこれを記載するものとします。これを改定した場合と同様とします。

第40条 (合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかなにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、平成29年4月1日から施行します。

